

# 産業報国運動の展開

——戦時生活統制と国家社会主義——

及川英二郎

【要約】 日中戦争が長期化するなかで、産業報国運動（産報運動）は政府主導のもとに再編され、その過程で、それまで許容されていた労働組合の存在は否定される。その背景には、「生活刷新運動」と「福利厚生運動」を軸にした、国家による戦時生活統制の全面化があった。

生活統制の全面化は、「職場」と「家庭」の分業を前提とした近代資本主義社会の原則に抵触する。そのため、産報運動をめぐることは、「職場」と「家庭」を国家のもとに一体化しようとする「国家社会主義的な労資一体論」と、両者の自律性にあくまでもこだわる「自由主義的な労資一体論」との対立が顕在化した。この対立は、官界・財界・労働界に反映され、産報運動は階級縦断的な対抗関係を軸に展開されていく。その中で、運動の主流を構成したのは、前者、すなわち「革新官僚」と連携した「財界修正派」と、労働界から産報に加わった旧全労系の「国家社会主義派」とであった。しかし、国家による生活統制が破綻するにともない運動は停滞し、企業論理が優先されていくなかで、産報主流派は崩壊する。事態は、戦後へむけて、再び流動的な局面をむかえることになる。

史林 八二巻一号 一九九九年一月

## はじめに

一九三八年七月、産業報国中央連盟の設立をもって始動する産報運動（初期産報）は、日中戦争が長期化し、経済統制が国民生活全般におよぶなかで、翌年四月には政府主導のもとに再編され（再編産報）、一九四〇年十一月、「勤労新体制」

の確立を標榜する大日本産業報国会が結成される。この過程で、産報運動は国家による生活統制の一端を担い、国民生活全体を組織化する運動として位置づけられていく。本稿の課題は、同運動の展開過程を、国家による生活統制の強化といった文脈に即して再検討することである。

国家による生活統制は、言うまでもなく第一に、国民の生活水準を切り下げる消費抑制策として推進された。日中戦争期には外貨不足から、また、アジア・太平洋戦争に突入し、欧米との経済関係が途絶して以後は、文字どおり自給自足を実現するために、国民生活は一貫して緊縮を余儀なくされ、そのまま敗戦を迎えることになる。それは、一面では、思想状況の悪化を危惧する精神運動としての性格を有していたが、基本的には総力戦の継続を可能ならしめる財政政策の一環であった。

しかし、総力戦は同時に、労働力の恒常的な維持・培養政策を不可避的に要請する。このことは、限定的とはいえ日本の戦時体制についてもあてはまる。日中戦争が長期化し、労働力不足が深刻化するなかで、労働力の量的確保を図る種々の統制法規が制定されるのにくわえ、その質的確保を図る諸政策が実行に移されるのはこうした事情による。かくして、社会保険制度や賃金制度の改善にはじまり、スポーツ・演劇・ハイキングなど、余暇全般の有効利用や生活の協同化を企図した「福利厚生運動」が推進されるのである。<sup>②</sup>

このように、国家による生活統制は、それまで労働者の自由裁量にゆだねられていた私的領域に、国家が直接統制をおよぼすことで、生活の上からの抑制と下からの保障という二面的な課題を同時に追求するものであった。それは、いわば「贅沢」と「死」という、自由主義経済にもなう両極の「弊害」を、戦時経済を維持する観点からともに禁圧しようとしたのである。

しかし、こうした国策の展開は、それまで一般に通用していた社会的規範から、大きく逸脱するものでもあった。女性史研究が克明に明らかにしてきたように、近代資本主義社会は、労働力の再生産にかかわる諸問題を「家庭」という私領

域に負担させることで成立し、また発展してきた。国家による生活統制の強化は、こうした「家庭」の不可侵性という原則に抵触するのである。<sup>③</sup>産報運動が関与したのも、まさにこの問題にほかならない。

しかし、産報に関するこれまでの研究は、主に労資関係論の枠組みのなかで蓄積されてきたために、視点は基本的に「職場」に限定され、戦争の長期化を契機に、その活動が国民の生活領域（「家庭」）にまでおよんでいたという事実を、積極的に対象化しうるものではなかった。<sup>④</sup>全体的な流れを要約すれば、以下のようになるであろう。

すなわち、一九二〇年代、労働組合が台頭する中で、大経営を中心に工場委員会制度が導入され、福利厚生施設の充実によって労働組合の浸透を防御する「経営家族主義」が確立する。<sup>⑤</sup>これに対して、内務省社会局は、中小企業を中心に労働組合を育成し、労働協約運動を促進することで「産業平和」を実現する「労資協調」主義を採用するが、一九三一年の労働組合法の不成立や、「労資一体」理念をかかげる日本主義労働運動の台頭などをうけて、次第に「経営家族主義」が優越して行き、やがて産報の結成へといたるのである。かくして、資本と国家の論理がせめぎ合うなかで、産報を通じて労働動員政策が遂行され、敗戦をもって、戦後の企業別組合へとその有形無形の遺産が継承されていく。

このように、産報は従来、労働者の自主的組織である労働組合と、大経営を中心とした工場委員会（会社組合または御用組合）との競合関係、およびそれに対する国家の対応といった文脈に即して検討されてきた。そのため、労働組合の存在を否定し、労働者の発言権を封殺して以後の産報は、非合理的な精神主義（天皇制イデオロギー）が貫徹するなかで、混乱し形骸化することがなかば自明の帰結であるかのごとくあつかわれてきたように思われる。

たしかに、労働組合は、「職場」において労働者との接点を保障し、その発言権を確保する有効な回路にちがいない。それゆえに、視野を「職場」に限定すれば、労働組合の存在を否定することは、労働者の発言権を封殺し、その動向から産報を乖離せしめる所業といわねばなるまい。産報が「上意下達」の行政補助機関として形骸化するのは、まさに時間の問題というほかはない。しかし、視野を「職場」から生活領域（「家庭」）にまで拡大した場合、産報が労働者の動向と乖

離していたか否かは、にわかに断定しうるものではない。産報の活動は、その点をふまえて、あらためて検討される必要があるのである。

この点で、佐口氏の近年の研究は示唆的である。佐口氏は、労働者からの「同意調達」の契機に着目し、産報運動が再編される中で提示された「勤労イデオロギー」が、労働者からの協力を引き出すのに効果的であったと主張する。この見解は、本稿にとっても重要であるが、氏の分析がイデオロギーの次元に終始し、運動を担った当事者の具体像が描かれなために、歴史的なりアリティに乏しく、綿密な実証研究も核心部分においては問題提起の域を出ない物足りなさを感じる。ちょうど、天皇制イデオロギーが、民衆の内面までも抑圧していたとする旧来の図式を、単に裏返しにしたにすぎないように思われるのである。

本稿では、以上のような研究史上の問題点をふまえて、産報を国家による生活統制といった文脈に即して再検討する。そのさい、次の二点に留意した。

すなわち、まず第一に本稿では、労働運動内部から産報運動に積極的に参加していった旧全労系Ⅱ中間派幹部の論理に着目する。それは、彼らが国家による生活統制を主体的に担い、精神主義的な勢力とは一線を画しながら、労働者の動向に終始こだわり続けた勢力だからである。

この中間派と産報との関係については、従来ほとんど検討されることはなかった。それは、上述したように労資関係論においては、労働者の「職場」での発言権が問題とされるため、「職場」をこえた生活統制に活路を見出す同派が主たる研究対象とはなりえなかったこと、また、より極右的な日本主義労働運動が、産報の精神主義を代表する系譜として重視されてきたことなどによる。その結果、産報における同派の動向は、大河内一男の「戦時社会政策論」を理論的支柱に、労働者の立場に配慮する良心的な「社会政策派」として、副次的に扱われてきたにすぎない。<sup>⑧</sup>

筆者はすでに、一九三〇年代における彼ら中間派の活動を、その経済構想の特異性から広義の「国家社会主義派」（国

社派)と位置づけしなおし、社会大衆党における右派(日本労働総同盟)との関係を軸に検討した。本稿も、基本的にこの枠組みを踏襲している。

社会の主要な対立を、資本と労働の階級対立としてではなく、「資本主義一般」と「国民全体」との対立としてとらえ、国家による経済統制を待望する同派の経済構想は、マルクス主義の階級国家観を否定すると同時に、労働組合による賃金増額の要求も、国民の消費生活を圧迫し、組織労働者と未組織大衆との対立をもたらすものとして否定する。それは、高島素之の「消費者主義」に端を発し、昭和恐慌下、未組織大衆の貧困問題が深刻化するなかで台頭するが、満州事変以降は中国共産党の浸透に危機感をいだき、中国民衆の生活確保を優先させた反資本主義的な地域経済政策(「極東インターナショナル」として対外化され、やがて「東亜協同体」構想へと結実する。同派が右派と訣別して、産報を舞台に展開する活動は、こうした文脈の延長線上にあった。

本稿では、以上の点をふまえ、三輪寿壯を筆頭に、産報運動において重要な役割をになうことになる同派の産報理念(「労資一体」論)を、右派の「労資協調」主義と対比させ、日本主義的な「労資一体」論とも区別しながら考察する。そうすることで、国家による生活統制と労働者の動向との関係を問う視座が得られるであろう。

また、それと関連して第二に、本稿では官界・財界内部の政策対立に着目し、官・資・労を貫いて形成される階級縦断的な提携関係から産報運動を分析する。戦争を契機に、労働運動における社会民主主義的な勢力が、支配層に抱合されていくという周知の事実は、民衆の戦争協力の実態が多角的に明らかにされている今日、後者による前者の一方的な包摂過程としてではなく、両者の相互依存的な関係を軸に再検討される必要がある。それは、官・資・労それぞれを一体のものとして前提にするのではなく、各内部対立が相互にいかに関連していくのかといった視角から、産報中央における政治過程を考察することにほかならない。それによって、産報運動の推進主体を、より具体的に提示することができるはずである。

付記 出典については、神田文人編集『資料 日本現代史7 産報運動』(大月書店、一九八二)は「資料」と略記し、資料

番号・頁数を付して本文中に記載した。

また『平生飢三郎日記（解読コピー版）』（甲南学園所蔵）は『日記』と略記し、年（西暦下二ケタ）・月・日を付して本文中に記載した。なお、同史料の利用にさいしては、甲南学園広報室学術史料室の大野愛子・奥川みどり両氏に大変お世話になった。この場をかりて、あつくお礼申し上げます。

- ① 中村隆英「戦争経済とその崩壊」(『岩波講座 日本歴史』、一九七七)、山崎広明「日本戦争経済の崩壊とその特質」(『東京大学社会科学研究所編「ファシズム期の国家と社会」 戦時日本経済』東京大学出版会、一九七九) 参照。
- ② 高岡裕之「総力戦と都市——厚生運動を中心に——」(『日本史研究』四一五、一九九七)、藤野豊「日本ファシズムと厚生省の設置」(『年報日本現代史』、一九九七) など参照。
- ③ こうした本稿の枠組みについては、上野千鶴子氏の一連の著作より示唆をえた。『家父長制と資本制』(岩波書店、一九九〇)、『近代家族の成立と終焉』(岩波書店、一九九四)、『ナショナリズムとジェンダー』(青土社、一九九八) 参照。
- ④ 主なものをあげると、次のようになる。桜林誠「日本の労資関係(Ⅱ)」(『上智経済論集』六一一、一九六〇)、同「戦時日本の労資協議制」(『上智経済論集』一八一三、一九七二)、大河内一男「産業報国会」の前と後と(『労使関係論の史的発展』有斐閣、一九七二)、芳井幸子「産業報国運動」(『一橋論叢』七三一、一九七五)、河原宏「戦時下労働の思想と政策」(早稲田大学社会科学研究所ファシズム研究部会『日本のファシズムⅢ——崩壊期の研究——』早稲田大学出版部、一九七八)、芳井幸子「産業報国会」(木坂順一郎編『体系・日本現代史3』日本評論社、一九七九)、氏原正治郎・萩原進「産業報国運動の背景」(前掲『ファシズム期の国家と社会』6 運動と抵抗上) 東京大学出版会、一九七九)、吉田健二・塩田咲子「埼玉県産業報国会の組織と運動」(『埼玉県労働運動史研究』一一号、一九八〇)、神田文人「解説」(同編集『資料日本現代史7』大月書店、一九八一)、塩田咲子「産業報国運動の実態と機能」(『社会政策学会年報』現代日本の賃金問題) 御茶の水書房、一九八二)、荒川章二「戦時下の労働者統合」(日本現代史研究会編『日本ファシズム(2)』大月書店、一九八二)、萩原進「産業報国体制の一考察」(『年報 近代日本研究5 昭和期の社会運動』山川出版社、一九八三)、桜林誠「産業報国会の組織と機能」(御茶の水書房、一九八五)、西成田豊「近代日本労資関係史の研究」(東京大学出版会、一九八八)、安田浩「一九三〇年代における労働政策の変容」(『社会科学研究』四二一三、一九九〇)、同「官僚と労働者問題」(『社会科学研究所編』現代日本社会4) 東京大学出版会、一九九二)、西成田豊「労働力動員と労働改革」(大石嘉一郎編『日本帝国主義史3』東京大学出版会、一九九四)。なお、労資関係論の研究動向については、塩田咲子「戦時期日本の労働運動・労使関係」季刊『労働法』一一二、一九七九)も参照した。
- ⑤ 兵藤勤「日本における労資関係の展開」(東京大学出版会、一九七九) 参照。

- ⑥ 林博史「近代日本国家の労働者統合」(青木書店、一九八六)、西成田豊「近代日本労資関係史の研究」(前掲)、三輪泰史「日本ファシズムと労働運動」(前掲)、安田浩「大正デモクラシー史論」(校倉書房、一九九四)などを参照。
- ⑦ 佐口和郎「産業報国会の理念と組織(1)(2)」(『経済学論集』五二・一一・二、一九八六)、同「日本における産業民主主義の前提」(東京大学出版会、一九九二)、同「産業報国会の歴史的的位置」(山之内靖他編『総力戦と現代化』柏書房、一九九五)。
- ⑧ 塩田咲子「産業報国運動の実態と機能」(前掲)。
- ⑨ 拙稿「社会大衆党の国家社会主義と国際政策」(『史林』七九・四、一九九六)。

## 第一章 再編産報と国社派

### 第一節 初期産報

一九三八年七月三〇日、協調会の主導により、半官半民の産業報国中央連盟が設立された。理事長には、内務官僚で前協調会常務理事の河原田稼吉が就任し、理事には政府や協調会関係者に加え、資本金団体からは全国産業団体連合会の膳桂之助が、また労働関係者としては、国社派の三輪寿壮(社会大衆党・衆議院議員)と、日本主義派の松本勇平(愛国労働農民同志会・陸軍少将)が加わった。

産報連盟は、綱領および規約で、「労資一体」の理念を強調した。「我等産業人は……労資一体事業一家の実を挙げ以て産業の健全なる発展を期す」(『資料』19・四三頁)。この「労資一体」理念は、古くは日露戦後、重工業大経営で採用された「経営家族主義」に由来し、<sup>①</sup>満州事変前後、国家主義が台頭するなかで、日本主義労働運動によって改めて提唱された理念であり、<sup>②</sup>内務省社会局も、一九三〇年代半ばに「労資協調」から「労資一体」へと方針を転換していた。<sup>③</sup>また、国社派が指導権をにぎる社大党においても、極東での中国共産党の動きを警戒し、日中戦争前夜には「創造的社会主義」として、事実上の「労資一体」論を強調するに至っている。<sup>④</sup>産報連盟が提示する理念は、こうした思想状況の全般的な変化を

反映していた。

一九三〇年代に台頭した「労資一体」理念は、労働者と資本家との関係を、国家に等しく奉仕する役割分担の関係としてとらえ、階級的な利害対立の存在を否定する理念である。それは、マルクス主義はもちろん、穏健な「労資協調」主義とも相容れない理念であった。

労資交渉による利害調整を主眼とする「労資協調」主義は、国家に仲介者としての役割を期待しつつも、あくまでも労働者のみによる自主的組織（＝労働組合）が、資本家に対する交渉主体であることを前提にする理念である。それは、利害調整による労資の和解可能性を予定している点で、マルクス主義の立場とは対立するが、階級利害の共有を根拠に労働組合を組織し、その組織力で労働者が自己の要求を実現させるという意味では、「労資一体」理念とも異なっていた。前述したように、一九二〇年代から三〇年代半ばにかけて、内務省社会局が推進した労働政策は、そうした穏健な労働組合を交渉主体として認知し、労働協約運動を促進することで、「労資協調」主義にもとづく「産業平和」を実現しようとするものであった。

それゆえに、日中戦争下、国家の論理が前面に出てくるなかで、産報連盟が「労資一体」理念を掲げたことは、一九三〇年代半ば以降の思想的転換を考えれば、いずれは労働組合の強制的解散にまで行き着くであろうことを予感させた。

しかし、担当官庁である厚生省が、この時期「労資一体」理念に徹し、労働組合の解散を企図していたかといえ、実は必ずしもそうではない。周知のように、厚生省が「本団体を設置したることを理由として労働組合の解散を強ふるが如き挙に出づることとは之を避けしむること」と、労働組合と単位産報との両立性を確認する通牒を発していることや（資料「20・四五頁」、当時労政課長であった北村隆が、のちの回想で「労働組合をつぶすって頭は全然なかった」と述べ、産報連盟の設立と労働組合の解散との因果関係を否定していることなどが、その証左といえよう。この時期の厚生省は、理念において「労資一体」を掲げながら、実質的な方針としては、いまだ「労資協調」主義の域を完全に脱してはいなかつ



たのである。

こうした厚生省の立場を背後で規定していたのは、戦争終結後における労働争議激増への危機感であった。労働争議の発生件数は、日中戦争勃発前夜にはそれまでの最高値を記録し、戦時下一時的に減少したとはいえ、一九三八年に入つて再び漸増傾向にあった<sup>⑥</sup>。それは、第一次大戦後にヨーロッパで現出した事態を彷彿とさせる兆候とされた<sup>⑦</sup>。厚生省が産報に期待したのも、国家を仲介者とした労資関係の調整であり、労働争議をあくまでも未然に防止することだったのである。このことは、厚生省が単位産報における懇談会の運営を重視し、労資間の最大の争点である待遇問題について、「懇談事項中より之を除外せしめざる」よう念をおしていることからうかがえよう〔資料〕25・六五頁。

とはいえ、この時期漸増傾向にあった労働争議は、主に未組織労働者層に限られており、組織労働者の労働争議は低位に抑えられていた<sup>⑧</sup>。それは、日本主義的な労働組合のみならず、全日本労働総同盟を中心とした「労資協調」主義的な労働組合においても、日中戦争勃発後いち早く罷業絶滅運動を推進していたからにはかならない。すなわち、厚生省の危機感は、主に未組織労働者層の動向に触発されていたというべきであり、労働組合が、あくまでも争議自粛の姿勢を示し、こうした現実的「成果」をあげている限り、厚生省の側にそれを敢えて解散させる必然性はなかった。総同盟も、産報に対しては、それが資本家に利用されることを警戒し、労働組合との「二本建て」を主張しながらも、単位産報に支部役員を派遣するなど、協力的な姿勢を見せている<sup>⑨</sup>。こうした事情が、厚生省の実質的な方針を、「労資協調」的なものにとどめさせた理由であったと考えられる。

また、「労資一体」論へと傾斜を深める社大党の国社派も、この時期にはまだ、労働組合を否定するにはいたっていない。同党労働部長の河野密は、産報運動に「既存の労働団体の長を生かし……進んでこれと協力すること」を要請している<sup>⑩</sup>。「労資一体」理念への思想状況の全般的転換が、必ずしもその実体をともなうものではなく、「労資協調」的な方針を色濃く残すものであったことは、こうした国社派の動向からも確認できよう。

他方、全国産業団体連合会（全産連）を中心とした資本家団体は、懇談会で待遇問題が審議されることをきらい、福利厚生施設の充実によって待遇問題を解決し、産報を精神運動に限定すべきことを主張していた。<sup>⑩</sup>それは、かつて一九二〇年代に、労働組合の台頭を危惧し、あくまでも資本家の主導権を確保するために、労働協約の締結を拒否した大経営の発想の延長線上にあったといつてよい。

このように、協調会によって主導された初期産報は、「労資一体」理念を掲げながらも、実質的には「労資協調」的な方針を残存させ、穏健な労働組合からの協力を引き出すことに成功していた。そして、資本家団体が、そうした初期産報の方針に対して福利厚生施設の充実と精神主義の強調をもって対峙するという点で、国家と資本家と労働者との三者関係は、次節で検討する再編産報以降の段階とは異なっていたのである。それは、むしろ一九二〇年代以来の対立構図を引き継ぐものといえた。

ところで、初期産報の位相をめぐっては、次のような議論がある。すなわち、桜林氏以来の通説によれば、初期産報は労資協議制の延長として位置づけられ、かかる立場から産報の懇談会で労資調整を行おうとする国家と、あくまでも「事業一家」の立場から、産報を精神運動に限定しようとする資本家側との対立が強調される。これに対して、三輪氏・安田氏らの見解は、国家の政策転換と労働組合の内実をふまえ、全体的な構想としては、すでに一九三〇年代半ばに「労資一体」路線が優越していたと主張する。<sup>⑪</sup>筆者は、初期産報と再編産報の断絶性を強調する点では、従来の通説的な見解に与しており、三輪・安田両氏とは立場を異にしている。労働組合の存否は、産報の特質を考えるうえで重要な指標といふべきであり、両氏の枠組みでは、生活統制を契機とした段階差が不分明となり、戦争協力に徹する労働組合が、それにもかかわらずなぜ解散させられねばならなかったのかといった点が、どうしてもあいまいになってしまうと考えるからである。<sup>⑫</sup>

一九三八年二月、厚生省は「産業報国の精神は労働争議の対策と謂ふよりは寧ろ労働行政全般の基調たるべきものである」と、それまでの争議対策優先の方針を改め、一九三九年四月、各道府県に産業報国連合会を設置することで、産報運動の直接指導に乗り出すことになる（『資料』38・八六頁、39・八七頁）。

一九三九年一月、労政課長北村隆によって出された『産業報国運動要綱』（以下、『要綱』と略記）では、さきに確認した待遇問題についての方針が、「当初……待遇云々の問題のあったのは懇談会……に対する誤解に基いたものである」と全面的に撤回され、懇談会の労資調整的な役割が否定された（『資料』45・一二〇頁）。さらに、一九四〇年二月一六日の第七五回衆議院予算委員会では、藤原労働局長が「産業報国会と労働組合と云ふものは、其の觀念及び組織に於きまして……相容れないものである」と明言し、労働組合が「自然に解消して行くやうに、指導して行きたい」と答弁するにいたるのである。<sup>⑩</sup>これらは、残存していた「労資協調」主義を払拭する国策の転換であった。

これに対応して、産報連盟も政府に対する協力機関として改編され、理事の増員や参与・幹事の施設など、事務局を拡充するにいたる（『資料』37・八三頁）。理事には、政府および協調会関係者に加え、資本家団体からは全産連の膳桂之助のほか、大阪工業会や日本商工会議所・名古屋商工会議所の各理事が新たに加わった。また、労働界からは、社大党の三輪寿壮と愛同の松本勇平がひきつづき参加したのみであったが、労働科学研究所所長の暉峻義等や、日本厚生協会理事の吉坂俊蔵など、労働力の維持・培養を重視する立場からの参加があったことも忘れてはならない。

さらに、後に大日本産報の会長となる平生鈺三郎が、このとき産報連盟の参与に就任しているが、そのさい全産連などの資本家団体や労働組合だけでなく、協調会自体の解散をも強く要請していることは注目すべきであろう（『日記』39・05・10、12・15、40・02・29、05・08、41・11・21）。平生の登場は、改編された産報連盟が、その生みの親とも言うべき協調会自体の

存在を否定し、初期産報とは位相を異にすることを暗示していた。

さて、以上のような産報運動の再編は、日中戦争の長期化にともなう経済統制の強化を反映していた。一九三八年一〇月の漢口陥落と、同年末の「東亜新秩序」声明は、英米との妥協によって日中戦争を収拾しようとする段階から、プロック化を志向する段階への転換を決定づけた。貿易構造において欧米依存を脱却できない脆弱な日本経済にとって、プロック化の決意が、経済統制の強化とその恒常化を招来することは言うまでもない。それは、国家による生活統制を全面化させた。

国家による生活統制は、産報運動においてはまず「生活刷新運動」という形で導入された<sup>⑮</sup>。この運動は、日中戦争勃発当初より、消費節約の見地から、国民精神総動員運動（精動運動）の一環として推進されていたが、一九三八年一〇月の厚生・商工兩次官の通牒を契機に、労働行政でもとりあげられることになり、やがて産業報国運動の一環として組み込まれたものである。当初は重化学工業など、軍需景気にうるおう「殷賑産業」を対象に展開された同運動は、経済統制の全面化する一九三九年六月には、全事業場に拡大する方針が明らかにされた<sup>⑯</sup>。厚生省は、次のように説明している。「当局に於ては最初『殷賑産業』という言葉を用ひたが、此の運動はひとり軍需関係産業のみならず、広く各方面の勞務者に適用せしむべき一大国民運動であることを認識して頂きたい」<sup>⑰</sup>。

産報でとりあげられた生活刷新運動は、貯金・節約の奨励、贈答・宴会・外食の廃止といった、消費生活全般の緊縮を趣旨としたものであり、その限りでは精動運動の延長にすぎない。しかし、重要なことは、その実践主体として職場単位に「生活刷新班」をつくり、全従業員の「申し合わせ」を通してそれが推進されたという点である。

この「生活刷新班」は、職場ごとに「班長」を中心とした十数人程度の「班」を組織し、それを「群」・「隊」・「団」などの上級単位に段階的に統合していくもので、「生活全面」にわたる「団体的運動」の基礎単位とされた。さらに、工場長や勞務課長などの管理者層を「銃後生活指導者」に指定し、「班長懇談会、宿泊講習、講演会、修養会、遠足、慰安会、

個別面談等々」を通じて、班長・班員の指導にあたらせるのである。それは、「事業主、銃後生活指導者、労務者の三位一体化によって、はじめて具体的に実現される」もので、いわば「労資一体」理念を、組織面から具体化するものといえた。厚生省は「某社」の例として、事業主―指導長（専務）―副指導長（工場長）―幹事（各部主任）―班長―副班長―従業員といった組織形態を紹介している。<sup>②③</sup>

消費生活の緊縮が、精動運動とはちがって、個々の労働者を具体的に組織化する形で産報運動に取り入れられたことは、国家による生活統制のレベルアップを意味しよう。かくして再編産報は、懇談会と生活刷新班の二つの組織を軸に運営されることになる。桜林氏によれば、全国の県警察部は、一九三九年四月以降、各事業所に産報設置を勧奨するにあたって、懇談会と生活刷新部の設置のみをその成立条件としていたという。<sup>④</sup>そしてこの方針は、末端行政のみならず、中央においても公認されていた。厚生省労働局は、同年七月に次のような指示を発している。「産報国会が出来て居らないとすれば、其の際は産報国会の結成と……銃後生活刷新班とを同時に始めることが望ましい。また事情止むを得ざる場合は、銃後生活刷新の運動を先ず始められても差支へない」。<sup>⑤</sup>

すでに、厚生省は一九三八年八月、産報を意思疎通機関のみの「委員会式」から、事業部門をもつ「団体式」へと切り替える通牒を発しているが、前述のように、「要綱」でその後、懇談会が労資調整の場としての役割を否定されたことを考えあわせれば、産報運動の再編が、懇談会から「生活刷新班」へと比重を移行させることで、「労資一体」理念を具体化するものであったことが理解できよう。

こうした動向を反映して、労働界では一九三九年七月、三輪寿壮や河野密など、旧全労系の国社派幹部が全日本労働総同盟を脱退し、一二月には産報国倶楽部を結成する。そのさい、さきに労働組合との協力を強調していた河野密は、もはや「資本家団体、労働者団体が相対立すると云ふことでは足りない」として労働組合を否定し、産報を「労資調整機関」ではなく、「一体組織」であると規定しなおしている。<sup>⑥</sup>産報連盟理事の三輪寿壮も、「産報国会は調整ぢやない」と

断言し、労働者の意見が「対立関係を生むことをなくして出て来る」ような「一体組織」であるべきことを強調している。<sup>②</sup>  
 これに対して、労働組合の存続を訴える松岡駒吉・西尾末広ら右派は、組合を旧名の日本労働総同盟に復して抵抗した。同派は「未組織工場に於て争議が多い」ことなど、労働組合の存在意義を強調し、産報倶楽部の結成がいたずらに資本家を利するだけであることを非難した。一九四〇年二月の社大党分裂は、こうした対立の延長にほかならない。右派は、その後勤労国民党の結成を企図するが、結局五月に政府によって禁止され、同年七月には総同盟をも解散するにいたる。

ところで、産報倶楽部に結集した国社派は、再編産報をどのように位置づけていたのか。ここでは、産報運動に終始積極的にコミットした三輪寿壯の構想を軸に、その全体像を確認しておこう。

三輪は、来るべき「新体制」において、基礎を国民大衆におく「ピラミット型の組織」の一部に産報を位置づけている。それは、産業報国会・農業報国会・商業報国会・「文化人……の国民組織」といった職能組織を介して国民を網羅し、それぞれの職能組織の上に「国民組織の最高会議」をおくといった体制構想であった。<sup>③</sup> そのさい産報は、労働行政の単なる補助機関ではなく、あくまでも「国民の政治力」を結集し、「東亜協同体」建設の一環として国内変革を目指す政治運動組織とされた。<sup>④</sup> 国民運動を介して体制の変革を志向するという意味で、それは丸山真男のいう「下からのファシズム運動」に該当するともいえよう。<sup>⑤</sup>

そして、三輪は「新体制」確立のためには「国民生活が……切下げを見るは……当然である」と、生活刷新の必然性を確認した上で、「日々の勤労と生活の中に政治との具体的な繋がりを感じる」ことで、「自発的協力の精神を湧き起させる」ことができる<sup>⑥</sup>と考える。生活緊縮のもたらすマイナス効果を、政治的な目的意識を付与することで補完し、自発性を喚起しようというのである。

そして、そのさい国家による生活保障が不可分の前提とされた。「私は……生活刷新の必要性を高く評価する……と同時に最低生活保障の確立を強く主張する」。<sup>⑦</sup> ここで三輪は、国家による「戦時社会政策」を、「集团的」で「動的」な、運

動そのものとして構想していることは重要である。「新体制下に於ける生活安定は、絶対に安逸でもなく、固定でもない。……後顧の憂ひなく職分奉公に専心し得るといふ意味の動的な安定でなければならぬ」。「集团的な、或は社会的な生活保障機構に政策の重点が置かれなければならぬ」<sup>④</sup>。次章で検討するように、国社派はこれを、福利厚生運動を通して追求していくことになる。

ところで、国家による生活保障の問題は、すでに日中戦争前夜から、「体位向上運動」として取り上げられていた。一九三八年一月の厚生省の創設や、同年四月の日本厚生協会の設立は、そうした動きの延長であり、戦時下、労働力の維持・培養が要請されるなかで、「厚生運動」の展開へといたる<sup>⑤</sup>。産報の生活刷新運動においても、事業主の行うべき福利厚生事業として、共同炊事場の設置や音楽奨励・レコード演奏・舞踊・民謡体操、遠足・ハイキング・登山・スキー、運動競技会などがあげられている<sup>⑥</sup>。また、前記『要綱』でも、労働問題の核心は労働力の維持・培養であるとされ、産報の推進すべき事業に「厚生福利の如く……物心両面に亘って其の生活を確保する事業」が加えられている〔資料〕45・一七頁)。こうした動向をうけて、一九四〇年一月八日には、「勤労精神を確立し其の福祉を増進し勤労の根基を育成培養する」ことをうたった「勤労新体制確立要綱」が閣議決定される〔資料〕82・二一頁<sup>⑦</sup>。かくして、資本家と労働者とが対峙する労働市場に、国家が仲介者として介入するのではなく、労働力の再生産という、それまでは労働者の自由裁量にゆだねられてきた私的領域に国家が直接関与することで、生活の上からの抑制と下からの保障とが、国策として全面的にとりあげられることになったのである。

以上、産報運動は、日中戦争が長期化するなかで、初期産報において残存していた「労資協調」主義を払拭する形で再編された。「労資協調」主義は、労働組合と資本家との交渉を通じて富の分配量(賃金や福利施設などの「待遇」)を決定するが、分配されたあとの「使途」を問うものではない。逆に、「使途」が不問であるからこそ、富の分配量が争点として浮上するのである。国家による生活統制は、そうした「使途」そのものを規制し、分配量をめぐる労資の利害対立を無効

にする。「生活刷新班」による組織面からの「労資一体」化は、労働組合を前提にした政策とは両立しえないのである。初期産報と再編産報との段階差は、こうした面から把握されるべきであると筆者は考える。

- ① 兵藤釗「日本における労資関係の展開」(前掲)。
- ② 掛谷宰平「労働運動におけるファシズムの端的形成——日本主義労働運動の成立を中心に——」(『立命館文学』一九六八年七月号) 参照。
- ③ 林博史・三輪泰史・西成田豊各前掲書、安田浩「一九三〇年代における労働政策の変容」(前掲) など参照。
- ④ 拙稿「社会大衆党の国家社会主義と国際政策」(前掲)、六六頁。
- ⑤ 北村隆「産報・官界・財界・労働界」(『資料』付録、一九八一)、二一―三頁。
- ⑥ 内務省警保局「社会運動の状況」(以下「状況」と略記) 一九三八年版、七〇四頁。
- ⑦ 「労資関係調整方策と之に対する労資団体の態度」(厚生省労働局「労働時報」一九三八・八)、二一頁。
- ⑧ 「状況」一九三八年版、七〇五頁。
- ⑨ 「産業報国会に関する指示事項」(『労働』三三八号、一九三八・一・一) 五頁、「行政学会印刷に産報会結成」(『労働』三三九号、一九三九・一〇・一) 二頁など。
- ⑩ 河野密「戦時労働国策と産業報国運動」(『帝国大学新聞』七三三三号、一九三八・九・二六)、三頁。
- ⑪ 佐口和郎「産業報国会の理念と組織(一)」(前掲) 一六頁、同「日本における産業民主主義の前提」(前掲) 二六一頁、二六六頁参照。
- ⑫ 三輪泰史「日本ファシズムと労働運動」(前掲)、安田浩「一九三〇年代における労働政策の変容」(前掲)。
- ⑬ 安田氏が初期産報と再編産報の段階差を規定するさい、その規準を官僚の構想にもとめ、労働者側の動向を重視しないのも、氏の枠組みと無関係ではないと思われる。安田浩「官僚と労働者問題」(前掲) 参照。
- ⑭ 三輪氏は、労働組合をあえて解散させた理由として「利用するに足るほどの組織的内実を失いつつあったこと」と「産報一本建」のすっきりした形にしかつたこと」の二点をあげているが、積極的な根拠とはいえない。三輪泰史「戦前における社会民主主義の展開過程」(『歴史評論』三八〇、一九八一)、四五頁。
- ⑮ 「労働局長挨拶要旨」(『労働時報』一九三八・一二)、二〇頁。
- ⑯ 「第七五回帝国議会・衆議院予算委員会議録」(第一類第六号)、一三頁。
- ⑰ この点については、松浦正孝「日中戦争期における経済と政治」(東京大学出版会、一九九五) が参考になる。
- ⑱ 産報の生活刷新運動については、桜林誠「産業報国会の組織と機能」(前掲) 九頁、安田浩「官僚と労働者問題」(前掲) 三三七頁などに、言及されているのみである。
- ⑲ 「国民精神総動員非常時財政経済への協力強調方の件」(一九三七・一〇・一一、吉田裕・吉見義明編『資料日本現代史』10 大月書店、五五頁) など。
- ⑳ 「股販産業労働者統後生活刷新に関する実施要綱」(『労働時報』一九三八・一〇)。
- ㉑ 「労働者統後生活刷新に関する件」(厚生省労働局長「労働時報」



一九三九・六。

⑳ 「統後生活刷新班の作り方と導き方——統後生活刷新運動教程——」(厚生省労働局、一九三九・七)、八頁、マイクロフィルム「産業報國運動資料」(京都大学人文科学研究所蔵、以下MFと略記)・リール6。

㉑ 以上、「統後生活刷新班の作り方と導き方——統後生活刷新運動教程——」(同右)。

㉒ 桜林誠「産業報國会の組織と機能」(前掲)、九頁。

㉓ 「統後生活刷新班の作り方と導き方」(前掲)、二〇頁。

㉔ 荒川章二「戦時下の労働者統合」(前掲)、一三一頁、注(28)参照。

㉕ 「産業報國運動と労働組合」(「経済情報・政経稿」、一九三九・九)、四二頁。

㉖ 座談会「近衛内閣と新国民組織の構想」(「文芸春秋」一八一—二二、一九四〇・九)、一七六頁。

㉗ 座談会「国内の現実を打開せよ」(「文芸春秋」一八一—、一九四〇・一)、一九〇頁。

㉘ 「何故の組合解消だ」(「労働」三三六号、一九三九・七・一)、八

頁。

㉙ 「新政治体制と国民再組織の方向」(「東洋経済新報」一九四〇・七・二〇)、三三頁。

㉚ 座談会「近衛内閣と新国民組織の構想」(前掲)、一七五頁。

㉛ 「新政治体制と国民再組織の方向」(前掲)、三三頁。

㉜ 丸山真男「日本ファシズムの思想と運動」(増補版・現代政治の思想と行動)、未來社、一九六四。「下からのファシズム運動」については、須崎慎一「日本ファシズム運動試論」(日本現代史研究会編「日本ファシズム2」大月書店、一九八二)も参照。

㉝ 「新体制下に於ける労働秩序」(「法律時報」一一一—一〇、一九四〇・一〇)、一九頁。

㉞ 「新体制と国民生活」(「改造」一九四〇・九)、三六頁以下。

㉟ 高岡裕之「総力戦と都市——厚生運動を中心に——」(前掲)参照。

㊱ 「統後生活刷新班の作り方と導き方」(前掲)、二三頁。

㊲ その革新性については、佐口和郎「産業報國会の理念と組織」(2)(前掲)参照。

## 第二章 「勤労新体制」と大日本産業報國會

### 第一節 大日本産業報國會の成立

一九四〇年十一月、「勤労新体制確立要綱」が閣議決定され、産報連盟の中央組織として大日本産業報國會が設立された。これをうけて、産報連盟は同年十二月に解散される。

大日本産報は、厚生大臣を総裁とし、会長には関西経済界の重鎮平生夙三郎が、そして理事長には厚生官僚の湯沢三千男が就任した。その他、役員には顧問や理事・審議員など、総勢百余名が名を連ねたが、大半は官僚および企業関係者によってしめられ、労働界からは河野密・三輪寿壮（理事）・亀井貫一郎（審議員）ら国社派と、松本勇平（理事）・安岡正篤・蓮沼門三（審議員）ら日本主義者が加わった。また、協調会関係者としては、町田辰次郎（理事）と田沢義輔常務理事（審議員）の両名が参加したのみであった（『資料』85・二三頁）。

協調会では、すでに再編産報のころから、産報運動への合流によって協調会を解散すべきだとする解散論と、協調会独自の役割ゆえに産報から分離すべきだとする存続論との対立が深刻化していた。そして、一九三九年一二月の理事会で、同会が産報とは別個に存続することが決定されるにおよんで、解散派の町田辰次郎常務理事が同会を退き、かわって存続派の田沢義輔が常務理事に就任していた<sup>①</sup>。大日本産報の上記人事も、かかる対立を反映したものと見える。

協調会を離脱した町田辰次郎は、前内務次官の河原田稼吉常務理事の片腕として活躍し、一九三七年四月の協調会改組によって常務理事の一人に就任した人物で、内務官僚や日本主義労働運動との関係から、精神主義を強調する立場にあった<sup>②</sup>。他方、会長に就任した平生が、再編産報の参与を引き受けるさい、協調会の解散を強く要請していたことはすでに述べた。今回、大日本産報の会長に就任するにあたって、平生は「其了解の下に承諾」し、同会の強制的解散を主張している（『日記』41・07・15）。協調会は、結局その後も存続し、独自の活動を展開することになるが、以上のことから、大日本産報が協調会との関係を精算し、初期産報とは異なった位相において成立したことが確認できよう。そして、それは以下、本節で検討するように、「労資一体」をめぐる新たな対立の始点となるものでもあった。

会長に就任した平生は、第一に「労資一体」論の立場から労働組合を否定し、福利厚生施設の拡充を重視していた。その限りで、それは財界一般や日本主義者と軌を一にしている。伊藤卯四郎をドイツに派遣し、ナチスの労働政策を視察させた平生は、日本製鉄で産業報国会を結成するにあたって、日鉄の従業員組合を解散させている（『日記』38・08・16、12・

23<sup>③</sup>。また、社大党から分裂した右派と総同盟の勤労国民党が、内務省によって結社を禁止されたことについても、同省の処置を高く評価している（『日記』40・05・08）。しかし、平生の立場は、以下のように内務省や財界一般のそれとは決定的に異なっていた。

一九四〇年九月、重工業部門を中心に重要産業統制団体懇談会（重産懇・のち重要産業協議会と改称）が結成されるが、平生はその初代会長に就任している。重産懇は、金融業者や財界世話人などを中心とした財界主流派の日本経済連盟会から組織的に独立し、当時主流派の攻撃する経済新体制論に対しても、公益を優先させる立場から、所有と経営の分離や利潤統制といった問題について協力的であった。むしろそれは、私利利潤を全否定したわけではなく、私益と公益の一致という枠内での協力にすぎなかったが、利潤統制を「アカ」であると断罪し、私利利潤の不可侵性をゆずらない財界主流派とは異なるな、「財界修正派」または「財界革新派」とも言うべきグループの成立を意味していた<sup>④</sup>。平生が、「岸・椎名・甲田（神田？……引用者）・美濃部」ら「革新官僚」を「進歩派の人々」と高く評価し（『日記』42・02・21）、のちに産報理事長となる小畑忠良企画院次長と親交を開始するのも（『日記』40・09・26）、こうした「財界修正派」としての公益優先の立場を反映している。

それゆえに、平生の「労資一体」論も財界主流派や日本主義者とは異なり、資本家や国家による一方的な労務管理を否定するものであった。平生は産報運動を、「弱者たる勤労者の福利を図らんとする」ものであると規定している（『日記』42・02・29）。そのさい、平生が重視したのが、労働側の人脈を確保することであった。大日本産報の設立に先だって、その準備委員会の座長になったさい、委員の顔触れについて平生は次のような感想をもらしている。「準備委員の選定につき……労働者代表の衆議院議員の……数を減せんとするの意向……は彼等を多数加ふるときは右傾連を激昂せしめ妨害を加へらるるの恐ありとの理由なり、笑止千万といふべし」（『日記』40・10・26）。

かくして結成された大日本産報は、中央事務局の厚生局に、局長の三輪寿壯をはじめ、文化部長の坂本勝、同副部長の

菊川忠雄といった国社派の人脈を配する構成となっていた。

戦時経済統制の進展により、従業者雇入制限令・工場就業時間制限令・賃金統制令といった労働統制法規が公布されるが、なかでも賃金統制令が労働者にとって決定的な意味をもっていたことは言うまでもない。それは、労働者の生活が、賃金増額という回路によっては、もはや保障しえなくなつたことを意味するからである。菊川忠雄は「配給施設、住宅、教育、保健、其他の厚生施設」などの条件がみたされる場合は「低賃金といふ如き結論に到達することもある」と述べ、低賃金を甘受する代償として、福利厚生施設の充実を強調している。<sup>⑤</sup>厚生局に国社派の人脈が集結したのも、そうした事情からであった。

そのさい、厚生局が重視したのは、前章で見た三輪の構想に従い、生活保障の問題を、運動そのものとしてとりあげることであった。すなわち、職場で広範囲の「福利厚生運動」を組織し、職場と生活を一体化することで、国民の政治的な活力を動員するのである。<sup>⑥</sup>局長の三輪は、ナチス労働戦線のK・d・F（「欲喜力行団」）の活動を引き合いに出しながら、「仕事」が「運動、娯楽、教養」と不可分であることを強調している。<sup>⑦</sup>また、文化部長の坂本は、三輪と同様、「K・D・Fに当るのは、大体厚生局の運動である」と規定し、「旅行部・遠足部・スポーツ部」などを擁したK・d・Fを模範としている。<sup>⑧</sup>副部長の菊川も、「運動会、慰安会、ハイキング、家族慰安会」などを含めた「職場に於ける団体生活」を重視し、次のような事例をあげている。<sup>⑨</sup>

(1) 購買部を設けて日用品を安く購入できるようにしたが、購買部から買ったものを転売して浪費するだけなので、結局「従業員の生活の刷新をしなければ……却って悪い結果になる」ということになり、「全員の申合せ」によって生活の建て直しをやつた結果、職場が明るくなり規律もできて、自然と能率があがつた。

(2) 社長や職長が従業員より早く出勤して仕事の段取りをし、従業員がそろそろ朝の行事をやつて仕事にとりかかるといふ形にした結果、今までの一〇時間の作業が七、八時間でかたづく様になつた。

ここからは、国社派が第一に、福利厚生と生活刷新とが不可分であり、「申合せ」とあるように、「生活刷新班」が従業員との接点として有効であると考えていること、また第二に、「労資一体」が一方的な労務管理ではなく、出勤時間や朝の行事を通して、事業主や管理者層をも拘束するものと見なしていることなどを確認することができよう。

そして、この厚生局文化部の発行した機関紙が『産業報国新聞』である。同新聞は、一九四一年三月一五日を第一号とし、毎月一日と一五日の二回を原則として発行されたが、一九四一年の末には廃刊された模様である。それは、後述する「アカ」攻撃と無関係ではないと思われるが、いずれにしても、この新聞の論調から、厚生局に集結した国社派の問題意識と、産報運動の実態をかいま見ることができ（以下、出典は号数・頁数で示す）。

『産業報国新聞』の論調として、第一に確認すべき点は、「勤労新体制」を実現する要諦として、やはり「福利厚生運動」が重視されていることである。生産力拡充を実現するには、労働が「苦痛」の対象としてではなく、大日本産報の「創立宣言」にあるように（『資料』85・二三二頁）、「勤労は奉仕なり、歓喜なり、榮譽なり、手段に非ずして目的なり」と位置づけなおされるべきであり（三号・二頁「主張」）、そのためには、「産報の厚生運動」によって「健全な笑ひのある生活」を確保し、「強壯な国民の活動力」を引き出すことが必要とされた（六号・一頁「主張」）。かかる趣旨にもとづいて、文化部は「音楽と体操の競技を主とした厚生大会」を企画し（二号・一頁）、東京では一九四一年三月二五日に、産報連合会の主催で、「帝都初の厚生大会」が「各工場の労務者関係」の出演をえて開催された（三号・二頁）。神奈川県産報連合会でも、「福利厚生方面の事業」に積極的で、厚生大会や街頭行進など、「一歩進んだ産報運動」を展開しているという（四号・二頁）。その他、中央では「産報文化尖兵隊」が組織されたほか（六号・一頁）、「勤労は歓喜だ」と題して十五分程度の映画が作成され、「職場の催しには是非添へたい一卷」として推薦されている。映画のあらすじは、産業組織に関する独・仏の優劣比較にはじまり、東亜新秩序の建設をふまえて産報運動の紹介へといたるもので、政治的を再認識させる構成となっていた（三号・四頁）。

『産業報国新聞』の論調として第二に確認すべき点は、産報運動の推進にあたって、事業主をはじめとした「指導者」の役割が重視されていることである。誌上では、菊川らによる模範的産報の紹介記事が連載されているが、産報の先進地域として名高い愛知県では、「事業主の教養訓練」に力が注がれ、「産報連が結成されて以来の第一年度」に、講習会が三十数回開かれたという（二号・二頁）。また、東京でも一九四〇年一月以来、三泊四日程度の「講習会」が、「事業主達に對しては前後十回、労務管理の任にある役員に對しては三回、労務者役員に對して三回……技術者としての役員には三回……役員たる一般労務者に對しては六回……総計二十二回」開かれた（一号・二頁）。京都府の一九四一年度の「事業計画」でも、「事業主講習会」が計一五回予定されている（同右）。

これらをおまえ、同誌では、より効果的な組織形態として、兵庫県の久保田鉄工所産報会で採用された「部隊編成」組織の事例が紹介されている。厚生省労政課が「模範中の模範」として推奨しているこの事例は、産報を「本部」・「幕僚部」・「第一―第六部隊」にわけ、「本部」には会長・工場長・庶務主任をそれぞれ「本部長」・「副長」・「本部附」として配置し、「幕僚部」には課長と社員が「世話役」に、そして各部隊には作業の係長が「部隊長」となり、そのもとに隊長・班長をおいて、一班を十二・三名で構成するしくみになっていた。このような組織形態は、前述した「生活刷新班」と共通し、のちに「部隊組織―五人組制」として正式採用されるものであるが、そのねらいは、同鉄工所によれば「職場の作業責任者と部隊の責任者とを一致させて工場の作業と産報の活動とを完全に一致させる」ことによって、「工場長の指揮下に……教養体育、福利共済、保健衛生、能率増進、慰安娯楽、生活刷新、家庭指導などの事業」を推進し、「家庭と職場を結びつけ職場対家庭間の連絡を密に」することであったという（七号・二頁）。

このように、国社派が産報に期待していたのは、「生活刷新班」を通じて職場組織と産報組織とを一体化させ、諸般の福利厚生運動を推進することで、資本家サイドをも拘束する政治運動を組織することであった。それは、各事例紹介にも見られるように、この時期の産報運動の実態を一定程度反映するものでもあった。そして、これに對して、事業主をはじめ

め工場長や社員ら管理者層からの抵抗が顕在化する。例えば、日本製鉄株式会社では、運動会をはじめとしたあらゆる催し物に「上の方の人」や「学校出の人々」が参加せず、「産業報国会の精神に副ひ得ない」状態が、懇談会の席上で問題視されている。同会では、こうしたサボタージユに対して、「日曜日にしても、参加せぬ者は欠勤に扱ふ」などの強制手段が、従業員側から発案されている<sup>⑩</sup>。管理者層の抵抗は、運動の圧力によって、日常生活においてまで「指導者」として動員され、労働者と行動をとにもすることへの拒否反応であったと考えられよう。いずれにしても、これらのことは、産報運動の展開が決して、官僚や資本家による一方的な労働統制ではなかったことを示している。

ところで、こうした管理者側の抵抗を代弁したのが、財界主流派の拠点となった全産連であった。もともと、労働組合法阻止のため一九三一年に結成された全産連は、前述したように初期産報に対しては、福利厚生と精神運動とを重視し、「労資協調」主義的な厚生省の方針を批判していた。しかし、再編産報の段階になって、労働組合が解散されて以後も批判活動を続け、一九四〇年一二月には産報協力委員会を結成するにいたる。これは、日本主義労働運動の西山仁三郎と高山久蔵が、全産連常務理事膳桂之助や同書記長森田良雄、三井鉱山労務部長の深川正夫、京王電鉄社長の寛正太郎ら財界主流派の四人と協議し、うち西山・高山・森田の三名が中心となって結成した、日本主義的な産報批判組織である。

財界主流派が産報を批判する論点は、第一に国家統制に対する企業経営の自主性確保という周知の問題である(「資料」76・一九三頁)。しかし、第二に、この時期の財界主流派の主張としてより注目すべき点は、福利厚生運動そのものに対する批判であった。そのさい論拠とされたのが、「家庭」という私的領域の不可侵性である。

全産連書記長の森田良雄は、賃金統制令を契機とした福利厚生運動の隆盛を、次のように批判している。「厚生運動と云ふと……総て団体的に訓練する、街頭に出て一緒にやる……と云ふ様な点にのみ重点が置かれ易い」。しかし、「家庭を持って居る中年層の者」にとっては「家庭の雰囲気に浸って楽しむ……ことがより大きな慰安であり、娯楽である」。「本来の日本の真の姿である、家庭を培って行く……ことが、厚生運動に取って大切だと思ふ」<sup>⑪</sup>。また、同じころ、全産連の

『会報』に載せられた荒川卓次郎の「家庭に還れ」と題する記事も、森田と同様の観点から福利厚生運動を批判している。「支那事変が初<sup>17</sup>つて以来……『クラブ』がある。『グラウンド』がある。……『レクニック』『ハイキング』お茶よお華よと、ありとあらゆる文化施設はこれ備はれりと云った有様」。しかし、そこには「家庭を無視する」という「恐るべき害悪」が内包されている。荒川にとつて、「家族制度と福利施設の結び着きこそ日本に於ける特異の範型」であり、家庭は「慰安の『オアシス』」であり「国民を作りあげる……道場」であった<sup>18</sup>。

賃金統制令を契機に、労働側から福利厚生運動が展開されるなかで、それまで福利厚生施設を重視してきた財界主流派から、以上のような批判が出されたことは注目に値しよう。従来、企業経営の「家族主義」もしくは「事業一家」の理念は、「職場」における家父長的な「温情主義」として一括され、「労資一体」理念も、その延長として位置づけられてきた。大経営における福利施設の充実という、一九二〇年代を通して蓄積されてきた方式も、そうした理念を背景に成立したものである。そのため、視点をあくまでも「職場」（労資関係）に限定するのであれば、再編産報以降の福利厚生運動の隆盛も、そうした文脈の延長線上に位置づけられるにすぎない。しかし、それは戦時下、生活統制を背景に同運動がもつた固有の文脈を看過するものであると筆者は考える。

従来の福利施設は、「家庭」という独自の領域と相互補完的な関係にあった。大日本産報の錬成局長として前記の産報協力委員会に関わった深川正夫は、三井鉱山での労務管理の経験をふまえ、「清潔な社宅を造つてやり……よき家庭を與へることなしに、産業の繁栄を語ることは出来ない」と断言する。深川は、女性の坑内就労禁止や、昭和恐慌下の女性の優先的な解雇などによって、「主婦が家庭に」いつき「家事が行き届くやうに」なったため、「男の能率……が非常に上昇」したと、なかば誇らしげに回想している<sup>19</sup>。逆に、「主婦の炊事の労」を省く「家族合宿」の企画は、「家庭から竈を奪ふ」ため家庭の結合を弱め、「家族を基本として立っている」日本の国柄には不適當であるとされた。財界主流派にとつて、「家庭」はまさに不可侵な領域なのであった。



しかも、こうした発想は、資本家側に限られたものではなかった。労働者側においても、「労資協調」主義をかかげる右派Ⅱ総同盟が、同様の認識をもっていたことは重要である。総同盟は『労働』誌上で、福利厚生運動の隆盛を批判し、「欧米の厚生運動は余暇の利用乃至善導の意味が相当強い」が、「余暇のない日本の厚生運動は相当の矛盾がある」と主張している<sup>⑩</sup>。すなわち、福利厚生運動は、労働時間の短縮を前提にしない限り、余暇を蚕食するだけであるというわけだが、この労働時間短縮という年来の主張には、「家庭」維持の主張がこめられていた。「労働時間が今日のやうに長くは、子供も主婦も、家庭全体が、暗い、憂鬱な気持ちで暮さなければなりません」。「主婦だって、毎晩一家団欒出来たら、どんなに幸福でせう」。「労働婦人の場合とても……いづれは結婚し……主婦となる身が夜業ばかりやっていたのでは、何の勉強も出来ません。又将来の母性として、健康を維持せねばならぬが……今の状態は寒心に堪へません」。このように、労働時間の短縮は、「主婦」には「一家団欒」の時間を、また「労働婦人」には「花嫁修業」の時間と「母性」とを保障する不可欠な労働条件として位置づけられているのである<sup>⑪</sup>。「労資協調」主義に立脚する総同盟の論調の背景に、財界主流派の「労資一体」論と通底する「家庭」重視の姿勢があることは、これによって明らかであろう。このことは、家族賃金制度（生活給）の成立をふくめ、戦後への伏線として重要な意味を持つものと思われる<sup>⑫</sup>。

他方、厚生局に集結した国社派の「労資一体」論は、これとは明らかに異質なものであった。それは、労働力の再生産を「家庭」に限定するのではなく、国家のもとに「家庭」と「職場」とを一体化し、保険や医療にはじまり、娯楽・慰安にいたるまで、およそ労働力の再生産にかかわる全ての事項をそこで取り上げようとする試みであり、「国民生活のうち社会生活に属する領域を出来るだけ拡大し……政治力に集結する」運動であった<sup>⑬</sup>。三輪は「家にある家族はそれより前に国民の一員」であり、「従業者が……全国的組織に編入せらるるといふことは『事業一家』の建前と何ら矛盾するものではない」と断言する<sup>⑭</sup>。かくして、厚生局の生活指導部では、主婦をふくめた女性の戦時動員運動などが推進されていく<sup>⑮</sup>。このように、視点を「職場」に限定するのではなく、「職場」と「家庭」の関係という点に移せば、国社派の「労資一

「論」が、それまでの大経営を中心とした財界主流派の「労資一体」論や、右派Ⅱ総同盟の「労資協調」主義と異なるものであったことが理解できよう。労働力の再生産（Ⅱ「家庭」という問題に視野を拡大することで、「労資一体」論の部分化や総同盟と財界主流派との親和性、そして産報運動のこの時期に固有な展開が、はじめて見えて来るのである。

以上、再編産報から大日本産報にいたる産報運動の特徴として、次の三点を確認した。すなわち、まず第一に、生活統制を通じて、国家・資本案・労働者の三者関係が、「労資協調」的なものから「労資一体」的なものへと実質的に転換したと、その過程で第二に、賃金と福利厚生という初期産報段階の争点、福利厚生のありかたそのものをめぐる争点に転換したこと、その結果第三に、財界・労働界それぞれの内部対立が顕在化し、階級を縦断した対立構図が形成されたことである。それは、生活レベルでの国家統制を支える、いわば「国家社会主義的な労資一体論」と、あくまでも「職場」や「家庭」の自律性を重視する、その限りで「自由主義的な労資一体論」ともいうべきもの（そこには日本主義までもが含まれる）との対立という、新たな段階への移行を意味するものであった。

さて、日中戦争をめぐる時局は、一九四一年七月の南部仏印進駐と八月のアメリカ対日石油禁輸から、九月六日の「帝國策遂行要領」決定へといたり、対米英蘭戦の準備完成が急がれた。労働力動員も農村補給源の涸渇をうけて、平和産業からの転廃業労働力の活用と、植民地からの労働力の強制移入が本格化するにいたる。<sup>23</sup>

これをうけて、産報運動では一九四一年九月には、「勤労秩序確立」が最優先課題とされ、「部隊組織―五人組制」が導入された。それは、事業場の職制に即応する形で、段階的に部隊組織を編成し、各職場の最下部単位として五人組を置くもので（「資料」・二七〇頁）、前述したように「生活刷新班」に起源を有すると考えられる。三輪が「企業体はこれを喜ばず、「本気でこれを活用する経営指導者はない」と回想するように、<sup>24</sup>資本案側にとっては決して好ましい方式とはいえなかった。

こうした中で、いわゆる「アカ」攻撃が進行する。一九四一年四月の大政翼賛会改組や、同年八月の企画院事件など、

この時期「アカ」攻撃は政府部内を席卷し、産報もその例外ではなかった。結局、三輪は残留するが、菊川ら他の国社派は退陣を余儀なくされる。さらに、同年末にアジア・太平洋戦争が開幕し、「東亜新秩序」が「大東亜共栄圏」へと拡大したことは、「アカ」攻撃とあわせて、国社派の政治構想の実現性を大きく後退させた。かくして、国社派の関心は、生産力増強という一事に局限されていくことになる。

## 第二節 平生——小畑体制と戦時経済の進展

一九四一年一月、湯沢が東条内閣の内務次官（のち内務大臣）になったのをうけて、小畑忠良が、財界主流派のおす河原田稼吉をおさえ、平生の強力な推薦により大日本産報理事長に就任する（『日記』41.10.30、11.05）。小畑は、住友本社から企画院次長に抜擢され、「金融業者といふものは……容易に新体制の真諦に悟達し難い」といった認識をもつ「財界修正派」に近い官僚であった（『日記』40.09.26）。そして、産報事務局の軸は、この「財界修正派」を中心に、国社派との連携を維持する形で形成される。

当時小畑にとって三輪は、「よきアドバイザー」と目されていた<sup>②</sup>。事実、『平生飢三郎日記』には、産報の人事について小畑が「一応三輪氏とも相談の上何とか工夫を試みん」と述べている記事がある（『日記』43.06.08）。また、一九四二年四月、小畑理事長の兼任していた業務局長に三輪が就任することになるが、それを懇請したのは平生であった（『日記』42.03.18）。そのさい、平生は三輪に「産報精神の実験（実現？……引用者）に寄与せらるること大なりと思ふからどうぞ奮発努力ありたし」と述べている（『日記』42.05.06）。さらに、一九四二年四月の翼賛選挙では、平生が翼賛政治体制協議会の東京支部長として、三輪や河野密を推薦しようとしている。結局三輪は辞退することになるが、そのさい平生は「声涙下るほどの熱意」で三輪を口説いたという<sup>③</sup>。また、河野は「アカ」攻撃により推薦が取りやめになるが、平生は支部長職の辞表をかけて抗議し、河野に対しては選挙資金まで提供している（『日記』42.04.01、04.03、04.10）。「平生—小畑」ライン

と国社派の信頼関係は強いものであった。

他方、小畑の理事長就任と相まって、一九四一年末、大日本産報の事務局が大幅に改編される（第一次機構改革<sup>⑦</sup>）。その結果、中央本部は、総務局と業務局の二局体制となり、総務局長には前事務局長の長谷川透が就任し、業務局長には、前述したように、小畑理事長による兼任ののち、三輪寿壮が就任した。また、この機構改革で、新たに勤労協議会が産報内に設置されることになるが、これは、労務管理に資本家の協力を得るため、全産連の「労務管理専門委員会」などを統合したもので（『資料』131・三二五頁）、中央事務室の室長には、一九四二年八月までは全産連の森田良雄が就任し、その後、前協議会常務理事の町田辰次郎が交代している。同会の設置をうけて、産報協力委員会は一九四一年一二月に解散し、また財界主流派の拠点であった全産連も、翌年五月には解散するにいたる。

資本家団体の解散は、労働組合の解散とあわせて、「労資一体」の完成を意味するものであり、平生らが囑望したことであった。「勤労協議会」という名称についても、当初は「勤労管理協議会」であったのを、平生の意向によって「管理」の二字が「資本主義時代の常套語」として削除されたのである（『日記』42・02・01）。しかし、「アカ」攻撃によって、すでに労働側の人脈がパージされた段階での、かかる財界主流派の吸収合併は、逆に「平生―小畑」ラインの権力基盤をおびやかすものともいえた。また、一九四一年一二月、産報の運動に法的基盤を与えようとした法制化問題が、「資本家とそれを支持する貴衆両院議員や内務官僚の反対」で立ち消えになったことも、その立場を不安定にした。<sup>⑧</sup>さらに、一九四二年五月には、大日本産報を含めた諸団体を、大政翼賛会の傘下に編入することが閣議決定されるが、平生は、産報運動が形骸化することを危惧し極力反対している（『日記』42・02・01）。結局、大日本産報は、その中央機構を温存したまま翼賛会の下部組織として活動することになるが、「産業報国会が大政翼賛会の中核となりて他の国民運動をleadする」ことを力説する平生に対し、「小畑・三輪の両氏の外感激を与へざるが如」き状態であったという（『日記』42・06・19）。

この間、一九四二年から四三年にかけて戦局は守勢に転じ、海上輸送力の低下による原料不足や、物資需要の増加をう

けて、経済統制は一段と強化されることになる。政府は一九四三年初頭に、鉄鋼・石炭・軽金属・造船・航空機の五大重点産業への資源集中を決定し、同年一月には、企画院と商工省を廃止して軍需省を設置し、航空機産業への資源集中態勢を整える。また、一九三九年七月より開始されていた国民徴用は全面化し、労働力動員は拡大の一端をたどった。

戦局の悪化にともなう生産増強の絶対的要請は、産報運動に二つの効果をもたらした。まず第一に、国家による生活保障の余地が著しく減退した結果、労働力の維持・培養が困難になり、福利厚生運動の基盤が失われた。この時期、生活問題を背景にした労働情勢の険悪化は、内務当局によっても危惧されており、三菱経済研究所発行の『本邦財界情勢』は、それを「労働力保全乃至培養の対策が副次的にのみ取扱われていた関係上惹起したもの」と観察している<sup>②③</sup>。厚生省も、一九四二年末には「資材の関係からして……低賃金を福利施設で補ふといふことが實際上困難となっている」ことを認めざるをえなかった<sup>④</sup>。

生活保障の後退は、労働者を組織化する点で致命的であった。産報運動は、「一般の批判の前に立ち相当苦慮せる状況」となる。前掲『本邦財界情勢』は、産報運動が停滞する理由として、「労働組合の……生活に根差した組織と協同意識を……解体し去った」点を指摘している。また、旧総同盟の西尾末広も、一九四三年二月の第八一回衆議院予算委員会の席上で、いわゆる「労働組合復活論」をとなえ、平生・小畑らの退陣を要求している。労働組合の有効性が改めて強調され始めたのである。

他方、生産増強の要請は第二に、生産の国家性という側面をきわだたせた。その結果、この時期、企業に対する労働者の経営参加要求が説得力を増すことになる。西尾末広は、上記予算委員会で「生産の責任を……労務者に分担させ」ることを主張し<sup>⑤</sup>、のちに生産量の決定に労働者代表が参画する「決戦増産協議会」の設置を提唱するにいたる<sup>⑥</sup>。同予算委員会では、さらに産報を「勤労組織と企業組織とが表裏一体となる」ように改組することで、労働者の経営参加を推進すべきとする意見が出されたほか、西尾の「企業徴用案」や利潤制限の主張など、企業経営そのものの国家化を要求する意見が

続出した。生産の国家性という論理は、拙劣な労務管理に懸念を抱く内務省や、急進的な企業国家管理構想を提案する企画院や翼賛政治会、さらには言論界などの動きと相まって、企業経営への社会的な圧力を生んでいたのである。

この中で、産報は一九四二年一〇月、「経営責任者陣頭指揮運動」を実施している。これは、職場環境について、経営責任者自らが査察を行ったうえで、部隊組織をとおして経営改善を行っていくもので（『資料』150・三六四頁）、「一般から評判が良く……産業人内部から評判の悪かった運動」と小畑がいうように、財界主流派にとつては脅威であった。平生は、日本経済連盟会の懇談会で、「かかる運動を熾んにせられては労務者が上役を軽んずる恐あれば注意ありたし」と警告されている（『日記』42・10・08）。この時期の社会的圧力を考えれば、こうした財界主流派の危機感には、それなりの根拠があったといわねばならない。

さて、一九四三年一月、産報本部は第二次機構改革で総務局・実践局・企画局の三局体制となり、総務局長に長谷川が引き続き就任したほか、実践局長には前勤労協議会室長の町田が、また企画局長には前業務局長の三輪がそれぞれ就任する。産報内にはこのころ、「町田派」と「中林派」の二派が存在し対立していたというが、「町田派」は、町田や高山久蔵など、実践局を中心とした日本主義的なグループであった。これに対して「中林派」は、会長秘書で企画局主査の中林貞男や同局長の三輪をはじめ、根上耕一や穂積七郎など、企画局を中心としたグループであり、「産報内の人民戦線派」と呼ばれていた。三輪は、産報運動を「企業体」の「旧慣、悪条件、劣悪なる環境……を刷新し革新しようとする国民運動」であると規定し、職場と生活の一体化を通して、産報運動が「勤労管理の面を吸収するやうになるべきだ」と主張している<sup>⑭</sup>。それは、国民運動を通して職制と産報組織とを一体化し、経営の国家化を促進しようとするものといつてよい<sup>⑮</sup>。また、中林主査を中心に、一九四三年四月から六月にかけて極秘調査が行われ、それをもとに「挺身員制度」が構想されるが、これもそうした国民運動の活性化を企図するものであった<sup>⑯</sup>。

しかし、生産の国家性がこの時期強調されたことで、官・資・労を縦断して形成されていた提携関係は、再び流動化す

ることになる。まず、前述した企画院の企業国家管理構想に対して、「財界修正派」の重要産業協議会が危機感を抱き、商工省と連携しつつ、利潤追求の正当性を強調するにいたる。もとより、「財界修正派」の公益優先の立場は、公益と利潤追求とが合致する限りでのものであり、公益が私益に抵触するにいたれば、後者を優先させることをいとわぬものであった。かくして、「財界修正派」はその「革新性」を後退させ、企業論理が優先されていくなか、商工省と「財界修正派」のイニシアティブのもとで、軍需省が設置されることになる。<sup>18)</sup>

また、軍需省の設置にともない、行政機構の簡素化が推進されるが、産報事務局では根上耕一企画局主査により、大幅な人員削減と航空機産業への転職を趣旨とする「人事刷新方策案」が発案され、小畑理事長によって大政翼賛会に提出された〔資料〕169・四四〇頁)。これにより、労働科学研究所の職員などが削減の対象とされるが、三輪・長谷川・中林ら他の幹部は、同案に批判的であったという〔日記〕43・10・04、10・06、10・09)。

かくして、労働科学研究所などの担う労働力維持・培養機能が軽視され、企画局を中心とした産報主流派内部に亀裂が生じるなかで、工場には軍需会社法により上司への服従を絶対化した軍隊的な労務管理体制がしかれていく。国家による生活保障が事実上放棄される中でのかかる労働強化は、「職場」と「家庭」を再び分断し、「国家社会主義的な労資一体論」に終止符をうつものであった。平生や小畑は、工場が労働者の生活と不可分であり、兵営と異なることを力説して、この動向に反対している〔日記〕44・03・02、03・06)。しかし、結局一九四四年九月、平生・小畑体制は退陣し、鈴木貞一(前企画院総裁・陸軍中将)・柏原兵太郎(前逋通省自動車局長)による新体制が発足することになる。

- ① 『協調会史』(財団法人協調会、一九六五)、一〇六頁。
  - ② 氏原正治郎・萩原進「産業報国運動の背景」(前掲)、二〇九頁。
  - ③ 日鉄産報については、荒川章二「戦時下の労働者統合」(前掲) 参照。
- ④ 以上、「財界修正派」については、宮島英昭「戦時経済下の自由主義経済論と統制経済論」(『シリーズ日本近現代史』。現代社会への転形)岩波書店、一九九三)を参照した。その他、長島修「日本戦時鉄鋼統制成立史」(法律文化社、一九八六)第五章、岡崎哲二・菅山真次・西沢保・米倉誠一郎「戦後日本経済と経済同友会」(岩波書店、一九九六)第一章―1「企業民主化」(菅山真次執筆)などが参考になる。

- なる。
- ⑤ 「労働統制上の諸問題（下）」（帝国大学新聞、七七九号、一九三〇・九・二五）。
- ⑥ 丸山真男の日独比較の要点が、こうした厚生運動の有無であったことは注目される（前掲「日本ファシズムの思想と運動」、五六頁）。
- ⑦ 「臨戦下の労務対策と厚生問題」（『政界往来』一九四一・一一）、九四頁。
- ⑧ 坂本勝「新世界観の構想」（粟田書店、一九四二）、二〇四頁。
- ⑨ 菊川忠雄「産業報国読本」（酒井書店、一九四二）、三三九頁より要約。
- ⑩ 担当の一人が菊川であることについては同右、一九七頁参照。
- ⑪ 「鉄の光」八号（一九三九・一一）、一三三頁、MF・リール108。
- ⑫ 「状況」（一九四一年版）、六四〇頁。
- ⑬ 座談会「新国民生活体制と厚生運動」（『厚生の日』二一〇、一九四〇・一〇）、六四頁。なお、この史料については、高岡裕之氏よりご好誼を賜った。ここに記して、あらためて謝意を表したい。
- ⑭ 「全国産業団体連合会会報」二八号（一九四〇・五・二七）、MF・リール9。
- ⑮ 深川正夫「産業報国の精神」（『文芸春秋』一九一三、一九四一・三）、九四―九五頁。
- ⑯ 同右「産業報国とその実践」（『青梧堂』一九四二）、一三五頁。
- ⑰ 「時代の波に乗る労働厚生運動」（『労働』三三三号、五頁、一九三八・六・一）。
- ⑱ 「夜業と家庭生活」（『労働』三二二号、一九三七・七・一、五頁、『日本女性運動資料集成6』不出版、一九九四、一三八頁所収）。
- ⑲ その意義については、佐口和郎「産業報国会の理念と組織（2）」（前掲）参照。また戦後の「家族賃金」イデオロギーについては、安川悦子「日本型企業社会と家族問題」（総合女性史研究会編『日本女性史論集3 家と女性』吉川弘文館、一九九七）参照。
- ⑳ 三輪寿社「新体制と国民生活」（前掲）、三八頁。
- ㉑ 「産業報国運動論」（『経済毎日』、一九四三年一〇月一日）、一三三頁。
- ㉒ 「婦人部設置に就いて」（『産業報国新聞』二二二頁）、『産報の四女性を囲んで』（前掲『日本女性運動資料集成6』四七三頁）など。
- ㉓ 塩田咲子「戦時統制経済下の中小商工業者」（中村政則編『体系・日本現代史4 戦争と国家独占資本主義』日本評論社、一九七九）、西成田豊「労働力動員と労働改革」（前掲、大門正克・柳沢遊「戦時労働力の給源と動員」（『土地制度史学』一五一号、一九九六）などを参照。
- ㉔ 「産業報国運動論」（前掲）、一〇頁。
- ㉕ 塩田咲子「産業報国運動の実態と機能」（前掲）、一七三頁。
- ㉖ 「三輪寿社の生涯」（三輪寿社伝記刊行会、一九六六、四一七頁）。
- ㉗ 以下、大日本産報事務局の人事関係については「資料」（付表1）参照。
- ㉘ 桜林誠「日本の労資関係（Ⅱ）」（前掲）、六〇頁。法制化問題については安田浩「官僚と労働者問題」（前掲）参照。
- ㉙ 「状況」（一九四二年版）、四〇九頁。
- ㉚ 「本邦財界情勢」一七三三号（一九四三年一月）、二六頁。
- ㉛ 「工場、鉱山労務者最高初給賃金引上問題の経過」（『厚生次官在勤記録（七）』、一一二）、MF・リール90。
- ㉜ 注㉙と同じ。
- ㉝ 「本邦財界情勢」（前掲）、二七頁。



③① 『第八回帝國議會衆議院委員會議録』(第一類第一号、一九四三年二月)一四六頁。

③② 同右、一四七頁。

③③ 『第八回帝國議會衆議院委員會議録』(第六類第三号、一九四四年一月)、七〇頁。この案については、高橋彦博「戦時体制下の社会民主主義者」(『社会労働研究』二六一、一九七九)、七九頁参照。また、戦後における経済同友会(「財界修正派」と従業員組合(右派)の経営参加をめぐる運携については、岡崎哲一・菅山真次・西沢保・米倉誠一郎「戦後日本経済と経済同友会」(前掲)第1章・1。(4)参照。

③④ 『第八回帝國議會衆議院委員會議録』(第六類第一〇号)、一五〇頁、水谷長三郎の項目。

③⑤ 注③と同じ。

③⑥ 注③と同じ。

④① 宮島英昭「戦時経済下の自由主義経済論と統制経済論」(前掲)、三三二―三三三頁参照。

④② 桜林誠「産業報国会の組織と機能」(前掲)、五六頁。

④③ 以下、「町田派」と「中林派」については、桜林誠「日本の労資関係(II)」(前掲)、五〇頁による。

④④ 「産業報国会運動論」(前掲)、一二頁。

④⑤ 「日本的勤労体制」(『同盟世界週報』二四―五〇、一九四三・一二・一一)、八頁。

④⑥ 通説的には、職制との一体化は、産報の独自性をうばい、形骸化を促進したとされている。これに対する反論としては、佐口和郎「日本における産業民主主義の前提」(前掲)一二三頁があり、筆者も同意見である。なお、この点については安田浩「官僚と労働者問題」(前掲)三五五頁も参照。

④⑦ 桜林誠「日本の労資関係(II)」(前掲)、六四頁。

④⑧ 中林貞男「統率組織と国民運動」(『日本評論』一九四四・四)、五二頁。

④⑨ 以上、宮島英昭「戦時経済下の自由主義経済論と統制経済論」(前掲)、三三四頁参照。

④⑩ 『資料』(解題)、五七九頁。

## おわりに

以上、「職場」をこえて生活領域(家庭)にまで拡大された産報運動の、固有の位相を確認した。それは、労働者の動向と密接に関係し、財界からの抵抗を喚起するに足るだけの、無視しえない動きであったと考えられる。そして、こうした産報運動の展開を契機に、労働界では国社派と右派の対立が顕在化し、財界における修正派と主流派の関係や、官界における企画院・商工省・内務省、さらには協調会などとの関係に運動していくのである。

国社派と右派の關係に筆者がこだわるのは、それが「ファシズム」と「近代」そのものとの關係を示唆するように思われるからである。戦時下にあつて、同じく戦争協力に徹しながら、「国家社会主義」的な路線と「自由主義」的な路線とは、たしかに異質であつた。両者の關係をいかに考えるべきか。筆者の関心は、こうした点にある。

その点で、本稿が明らかにしたのは、それが決して「一体」か「協調」かといった、労資の平面的な關係に還元されるべきものではなく、労働者の生活問題を「国家」が担当するのか、それとも「家庭」が担当するのかといった、より重層的な問題にまでおよんでいたということである。

ところで、この「国家」か「家庭」かという二者択一の陥穽は、女性史の分野では、すでになじみの深いものである。戦時下、女性運動家たちは、「家庭」から女性を解放する契機として国策を積極的に支持した。国社派を追う本稿は、戦前の女性運動家の戦争責任を追求する諸研究と視点を共にしている。しかし、それは決して、「自由主義」的な右派の路線を肯定することを意味するものではない。右派が財界主流派と共有した「家庭」イデオロギーは、戦後再生産され、今日にいたるまでその抑圧性を強く保持している。このことは、改めて確認されなくてはならないだろう。一方を批判することが、他方への肯定を帰結するような立論は避けねばなるまい。ここでは、双方のちがいを確認するにとどめ、右派の戦前戦後を通じた動向を今後の課題として設定することで、筆をおくことにしたい。

（京都大学人文科学研究所非常勤研究員）

The Development of the *Sangyô Hokoku Undô*  
(The Industrial Movement to Serve the State)

—State Socialism and the Wartime Control of Living Conditions—

by

OIKAWA Eijiro

The *Sangyô Hokoku Undô* started in 1938 during the Sino-Japanese War. At first, the Welfare Ministry permitted the existence of labor unions, but as the war continued, it came to disapprove of them. The cause of this change in policy was that state control was enforced not only on the workshops but also on the people's living conditions, i.e. the home. State control of living conditions is incompatible with the premise of the labor union.

State control of the people's living conditions led to a conflict among officialdom, business and labor regarding two lines of policy concerning the *Sangyô Hokoku Undô*: the "State Socialism" line and the "Liberal" line. The State Socialism line tried to unite the workshops and home in service of the state through the *Fukuri Kôsei Undô* (Public Welfare Movement) which sponsored cooperative and recreational activities. On the other hand, the Liberal line attempted to maintain the autonomy of both the workshop and the home, which considered the division of the role between men and women to be fixed. Of these two lines, former was more cooperative with the war effort, but its view of womanhood in home was less discriminatory. However, as the war situation worsened, the conflict between the two lines disappeared, and the state of affairs turned toward the postwar.